

(公財)公益法人協会
創立50周年記念シンポジウム

多様化する社会と 公益法人の可能性

サステナブルな公益活動の実現に向けて

2022

10.18

(Tuesday)

日本教育会館
一ツ橋ホール



YouTube Live



公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations

● あいさつ	3
● プログラム	4
● 登壇者プロフィール	5
● 会場案内	8
● 登壇者資料	10
— 溜箭将之・東京大学大学院法学政治学研究科教授	10
— 太田達男・(公財)公益法人協会会長	14
— 堀田 力・(公財)さわやか福祉財団会長	20
— 山岡義典・(公財)助成財団センター会長	25
— 片山正夫・(公財)セゾン文化財団理事長	28
— 清水肇子・(公財)さわやか福祉財団理事長	29
— 鈴木幸夫・(公財)知床自然大学院大学設立財団理事	33
— 平井俊邦・(公財)日本フィルハーモニー交響楽団理事長	38



公益法人協会創立50周年を迎えて

公益財団法人公益法人協会
理事長 雨宮孝子

公益法人協会は、2022年10月17日、創立50周年を迎えることができました。人生100年時代と考えると、ちょうど折り返し地点になります。これもひとえに会員の皆様や、多くの関係各位のご支援、ご指導の賜物と心より感謝いたしております。

公益法人協会は、1972年耕文社という印刷業を営む渡辺昌夫氏が私財を出捐し設立した個人立の財団法人です。基本財産500万円という当時としても大変少額なものでしたが、「公益法人は新しい時代を拓く組織である。主務官庁の許可監督制に対し、公益法人側が横のつながりを通して学び、連携し、公益法人の活動を社会に発信し、団結してより良い制度となるよう要望もしていく」という考えのもとで、公益法人協会を設立しました。渡辺氏の会社を承継された息子さんのお話によれば、公益法人協会設立の目的は、①省庁の縦割り行政で分断されていた公益法人を共通の土俵に乗せること、②会計基準等を作り、ディスクローズ(情報公開)を推進するため、ディスクローズこそ組織の健全性の出発点だと強調され、現在の会社経営にも反映させているとのことでした。渡辺氏の周りには志のある人々が多く集まり、喧々諤々の議論もなされ、あたかも公益法人のサロンとなっていたようです。

創設者の考え方は、今でも公益法人協会の伝統として受け継がれています。公益法人の存在意義、公益とは何か、海外の公益法人制度はどうなっているのか、非営利法人の全体像はどうなっているのか等、非営利公益活動に関する法制度、税制度、会計基準等海外の制度研究を含め調査研究に多くの時間を費やしました。大きな動きとしては、2003年以降から始まった公益法人制度の抜本的改革に関する動きに公益法人あげて多くの議論をし、提言を行ってきました。2008年から新公益法人制度改革が実現し多くの点で公益法人にとってかなり良い制度とはなりましたが、それも13年を経過すると収支相償、遊休財産規制、変更認定、変更届などの不明確さや、情報公開の徹底など新制度にも問題点が現れました。これに対しては、折に触れ関係官庁等に改善の要望活動を行っております。そのような中で2011年3月11日、東日本大震災が起こり、私共としては初めてのことでしたが、翌日には緊急に寄付を募集し多くの被災団体や支援団体に助成を行いました。直近では、新しい資本主義を推進する現政権で、2022年10月より山際大臣のもと「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」を設置し、民間にとっての利便性向上の観点から公益法人制度の見直しを検討することになりました。公益法人協会もこの有識者会議の議論に参加します。

公益法人協会は、今後ともより良い民間公益活動ができますよう全力を尽くす所存です。これからの50年もご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

公益法人協会創立50周年記念シンポジウム（日本教育会館 一ツ橋ホール）

- 13:00 開会
主催者挨拶：雨宮孝子・公益法人協会理事長
来賓挨拶：鈴木英敬・内閣府大臣政務官
- 13:20 セッション1：基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」
（講師）溜箭将之・東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 14:20 セッション2：公益法人制度の環境と課題—10年を振り返る—
（報告・進行役）太田達男・公益法人協会会長
勝又英子・（公財）日本国際交流センター専務理事
堀田 力・（公財）さわやか福祉財団会長
山岡義典・（公財）助成財団センター会長
- 15:30 休憩
- 15:45 セッション3：パネルディスカッション「多様化する社会と公益法人—展望と提言—」
片山正夫・（公財）セゾン文化財団理事長
清水肇子・（公財）さわやか福祉財団理事長
鈴木幸夫・（公財）知床自然大学院大学設立財団理事
平井俊邦・（公財）日本フィルハーモニー交響楽団理事長
雨宮孝子・公益法人協会理事長
（進行役）鈴木勝治・公益法人協会副理事長
- 17:15 シンポジウム閉会

懇親会・ミニ・コンサート（日本教育会館 9階 喜山倶楽部）

- 17:30 懇親会・ミニ・コンサート（日本フィルハーモニー交響楽団協力）
- 19:00 閉会



来賓

Remarks by Honored Guest



鈴木 英敬（すずき・えいけい）

内閣府 大臣政務官

平成10年に東京大学経済学部卒業、旧通商産業省（現経済産業省）入省。平成23年の三重県知事選挙で初当選し、以降3選を重ねた。令和3年の衆議院議員総選挙に立候補し当選。令和4年8月に内閣府大臣政務官に就任。

講演者、報告者

Keynote Speaker & Panelists



溜箭 将之（たまるや・まさゆき）

東京大学大学院法学政治学研究科 教授（英米法・比較法、信託法、非営利団体法）

東京大学法学部卒業後、同助手、立教大学法学部専任講師、准教授、教授を経て2020年より現職。ニューヨーク大学法科大学院LL.M.、ケンブリッジ大学法学部法学ディプロマ。ウィスコンシン法科大学院、ケンブリッジ大学モードリン・カレッジ、ハーバード法科大学院、ハーバード・イェンチェン研究所客員研究員。主著として共著『英国チャリティーその変容と日本への示唆』（公益法人協会編・岡本仁宏ほか共著、弘文堂2015年）、単著『英米民事訴訟法』（東京大学出版会2016年）、単著『アメリカにおける事実審裁判所の研究』（東京大学出版会2006年）。



太田 達男（おおた・たつお）

公益財団法人公益法人協会 会長

京都大学法学部卒。（公社）日本フィランソロピー協会、（公社）成年後見センター・リーガルサポート、（一財）非営利組織評価センター各理事、（公社）日本アイソトープ協会、（公財）渋澤栄一記念財団各監事、（公財）パブリックリソース財団、（一財）社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ各評議員、（公財）三島海雲記念財団、（公財）武田太加志記念能楽振興財団顧問などを兼務。『信託業務読本』（近代セールス社・1991）、『非営利法人設立・運営ガイドブック』（公益法人協会・2012）、共著『公益法人制度改革』（ぎょうせい・2007）、『市民社会セクターの可能性』（関西学院大学出版会・2015）ほか



勝又 英子（かつまた・ひでこ）

公益財団法人日本国際交流センター 専務理事・事務局長

1969年、日本国際交流センター入所。2012年4月より現職。国際共同政策研究や会議の企画・運営、シビル・ソサエティの推進活動に長年従事。これまで中部電力社外取締役、聖心女子学院理事、日本NPOセンター理事、NHK経営委員、公益法人制度改革有識者会議委員、公益法人のガバナンスのさらなる強化等に関する有識者会議委員、朝日新聞紙面審議会委員等を務めた。論文に、「日本のフィランソロピーの伝統と戦後日米関係」、「国際社会と日本のシビル・ソサエティ」など。

講演者、報告者

Keynote Speaker & Panelists



堀田 カ（ほった・つとむ）

公益財団法人さわやか福祉財団 会長・弁護士

京都大学法学部卒。高齢社会NGO連携協議会共同代表、民間法制・税制調査会座長、日本プロサッカーリーグ裁定委員会委員長ほかを兼務。その他、社会保障審議会委員、高齢者介護研究会座長、政府税制調査会委員、東京都社会福祉協議会会長、社会保障改革に関する集中検討会議幹事委員ほかを歴任。近著に『「共助」のちから』『私たちが描く新地域支援事業の姿～地域で助け合いを広める鍵と方策』（共著）など。



山岡 義典（やまおか・よしのり）

公益財団法人助成財団センター 会長

東京大学大学院を修了して都市計画の実務についた後、1977年、（公財）トヨタ財団プログラム・オフィサー着任、92年にフリーに。96年、（特活）日本NPOセンター設立、常務理事・事務局長から代表理事を経て顧問に。01年、法政大学教授、退任後、名誉教授に。02年、（特活）市民社会創造ファンド設立、理事長に就任、現在に至る。14年、（公財）助成財団センター理事長に就任、22年退任、会長に。共編著に『日本の財団』『NPO基礎講座〔新版〕』『NPO実践講座〔新版〕』など。



片山 正夫（かたやま・まさお）

公益財団法人セゾン文化財団 理事長

一橋大学法学部卒。（公財）公益法人協会理事、（公財）助成財団センター理事、（公財）ジョイセフ理事、（公財）パブリックリソース財団理事、（一財）非営利組織評価センター評議員、（学）国立学園監事等を兼務。アーツカウンシル東京カウンスルボード議長。『セゾン文化財団の挑戦』（書籍工房早山・2016）、『民間助成イノベーション』（共著、松籟社・2007）、『プログラム・オフィサー』（共著・学陽書房・2007）ほか。



清水 肇子（しみず・けいこ）

公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

学習院大学ドイツ文学科卒業。三菱銀行、シティバンクを経て、フリーのキャリアコンサルタントとして活動。並行して現さわやか福祉財団の創立時にボランティアで参画、2014年から現職。厚生労働省の地域包括ケアシステム、新地域支援事業に関する委員、ボランティア休暇等普及広報検討委員、内閣府政策コメンテーター他、自治体の介護保険事業（支援）計画・保健福祉施策推進に関する委員等を務める。（公財）公益法人協会理事、国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター主監など。

講演者、報告者

Keynote Speaker & Panelists



鈴木 幸夫（すずき・ゆきお）

公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 理事、在日外国人支援団体カパティラン 理事

早稲田大学第一文学部卒業。新聞社の広告部門で20年間、自然保護・環境関連の意見広告・啓発広告やシンポジウムを手がけ、財務・経営管理部門に転じて関連財団法人の公益移行をサポート。2014年から芸術文化系財団事務局長を5年間務めた。知床永久の森づくり委員会委員、日本聖公会東京教区監事などを歴任。サラリーマンの傍らボランティア理事を続ける。



平井 俊邦（ひらい・としくに）

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事長

慶應義塾大学経済学部卒、MIT Sloan School 修士修了。(株)三菱銀行(現・三菱UFJ銀行)取締役(香港支店長、本店営業部長)、常勤監査役、千代田化工建設(株)専務取締役、(株)インテック副社長、(株)インテックホールディングス取締役副社長・共同最高経営責任者を歴任。2007年日本フィル専務理事就任、財団再建並びに公益移行に携わり2014年7月より理事長。一般財団法人交詢社理事。(写真:©山口 敦)



雨宮 孝子（あめみや・たかこ）

公益財団法人公益法人協会 理事長

慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。2004年～2008年明治学院大学大学院法務職研究科教授（専門は民法（公益法人、NPO法人、家族法）、信託法）、2007年内閣府公益認定等委員会非常勤委員、2008年 同委員会常勤委員、2010年～2016年同委員会委員長代理を務め、2017年から現職。共編著に、『NPOと新しい社会デザイン』『NPO法コンメンタール』『NPO実践講座（新版）』など。



鈴木 勝治（すずき・かつじ）

公益財団法人公益法人協会 副理事長

昭和18年生まれ。東京大学法学部卒業。昭和41年三井信託銀行(株)入行。欧州三井信託銀行(ベルギー)社長、三井信託銀行(株)取締役国際企画部長・検査部長、東急車輛製造(株)常勤監査役、中央三井信用保証(株)監査役などを経て、平成17年公益法人協会へ。平成29年現職。

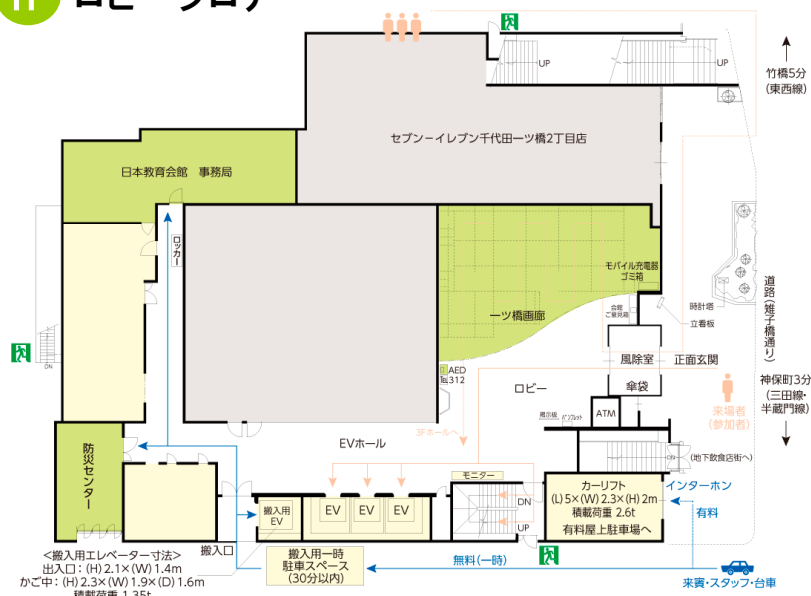
会場案内

R	乗用車駐車場(契約者のみ利用可、カーリフト利用)
9F	第五会議室(96名、901~902号室) ※有線インターネット・wifiあり 飲食店(会議室・宴会場) 飲料自販機
8F	第一会議室(300名、801~804号室) 給茶器 第二会議室(168名、805~806号室) 第三会議室(81名、807~808号室) 809号(10名)・810号(30名) コインコピー機 ※8F各室有線インターネット・wifiあり 喫煙室
7F	中会議室(156名、701~702号室) 703号(36名)・704号(36名)・705号(10名) 707号(108名) 飲料自販機 ※7F各室有線インターネット・wifiあり 事務所
6F	事務所
5F	教育図書館 親と子と教職員の 教育相談室 事務所
4F	控室B(和室・5.5畳) 控室C(22名) 映写室・音響室・照明室・バリアフリー仕様トイレ 荷物留置場所
3F	一ツ橋ホール(802名)・控室A(5名) ホワイエ ※有線インターネット・wifiあり
2F	労働金庫・飲食店 飲料自販機・事務所
1F	会館事務局(受付・コピー・FAX)・防災センター 一ツ橋画廊・AED 事務所・コンビニ・ATM
B1F	飲食店街・事務所
B2F	機械室

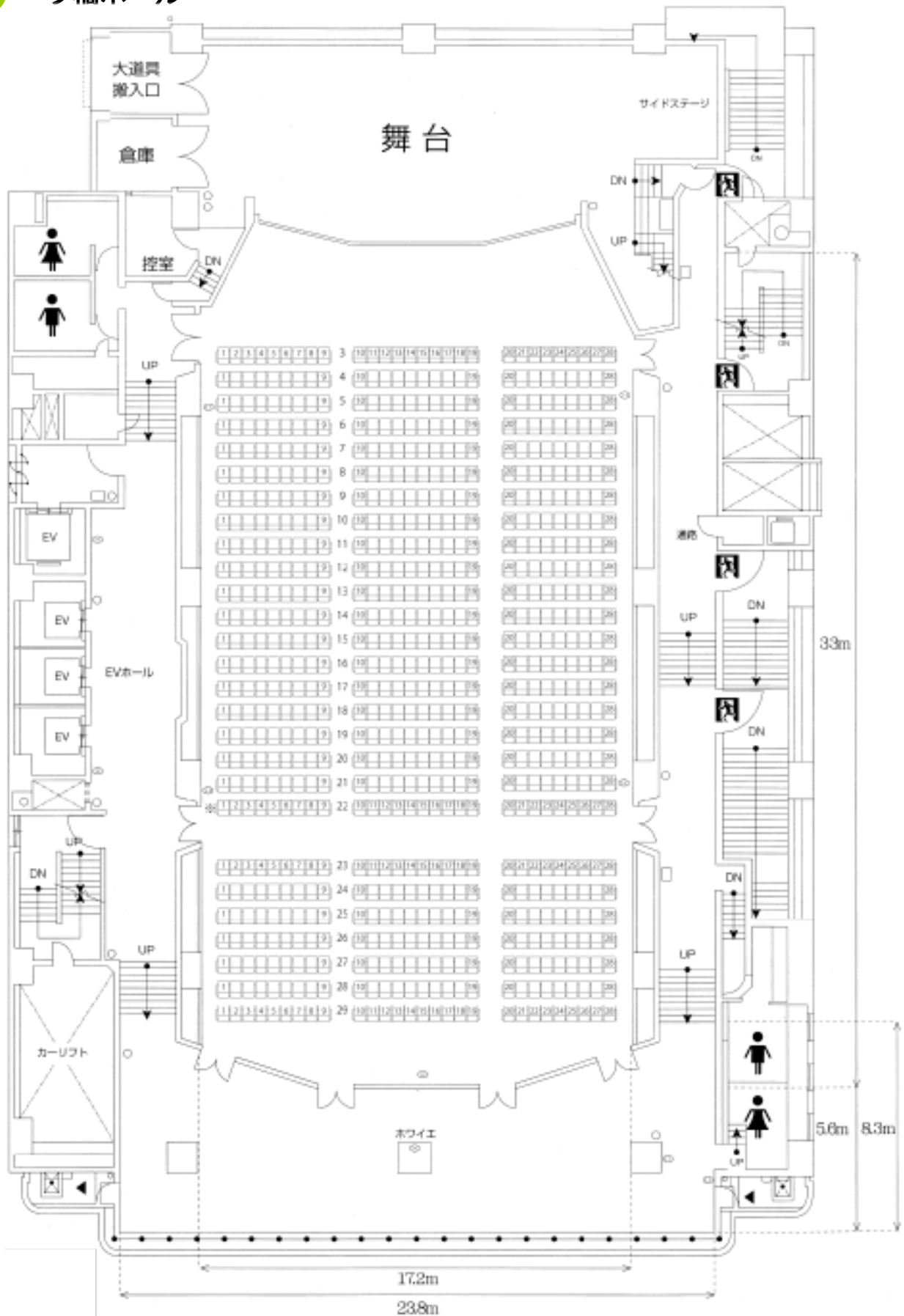
9F 喜山倶楽部



1F ロビーフロア



3F 一ツ橋ホール



溜箭 将之（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）

公益法人のガバナンスと成長戦略

溜箭将之

0. 基本理念

- ・成長とガバナンス

＊溜箭将之「公益団体のガバナンスと成長——日米比較からの問題提起(上)(下)」
法律時報94巻2号92-96頁、3号83-87頁（2022年）

- ・自由度・ガバナンス・税制の三本柱

＊「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」

1. 「成長」をどう考えるか

Karen Leeは、E大学の大学院生である。Vik RaoはE大学経営大学院でMBAを取得した。Karenは研究調査の一環として、画期的かつ低コストの暖房器具を開発し、これには世界各地の発展途上国での乳児死亡率を低減することが期待される。試作品の設計は済み、試験運用でも好成績が得られた。

KarenとVikは協力して、新たな法主体を設立し、最初の製品を販売し、関係して子どもの体温を維持する医療器具の臨床試験を始めたいと思っている。製品を販売することに加え、現代的な医療インフラへのアクセスがないため、乳児と産婦の志望率を減少させる必要性の高い地域で、家族や医療従事者の教育・訓練を進めたいとも考えている。

KarenとVikのビジネス・モデルはまだ完成していないが、このビジネスにより社会的ミッションを進めるとともに、3～5年以内に利益を上げたいと思っている。ビジネスを立ち上げるための着手資金として100万ドルが必要だと考えられる。資金を提供してくれると思われるのは、友人や家族、公益財団、社会的企業に関心を持つ投資家である。

KarenとVikは、この新たなビジネス・モデルを進めるにあたって、営利企業として行うべきか、非営利法人として行うべきか、また非営利法人を選ぶとして、州法に基づき必要となる法人設立の段取りについて、大まかな法的助言を求めている。

James J. Fishman et al., Nonprofit Organizations: Cases and Materials (6th ed. 2021) pp. 44-45

- ・始まりはボランティアの集まり、専門性をもった人材に支えられた団体へ成長
- ・公益法人が、法人の目的と公益目的を増進するために、資源を活用できる基盤の整備
- ・多様なステークホルダーの期待に応える：
受益者、ボランティア、職員、寄付者(小口・大口・遺贈)、助成財団、補助金支出主体(政府各省庁・地方自治体)、金融機関、契約相手方、メディア、政策担当者・・・
- ・公益目的と公益事業の多様性、法人運営の自律性の尊重、「成長」しない団体は軽装備
- ・公益法人だけ考えても限界あり——厳しければNPO法人や一般法人へ抜ける。
一般法人7万6823、特定非営利活動法人5万0586、公益法人9681（2022年）

2. ガバナンスと成長ビジョン

(1) ガバナンスのメカニズム

- ・理事会と社員総会／評議員会、監事、監査
- ・善管注意義務、利益相反禁止、忠実義務
- ・主務官庁の許可と監督、公益等認定委員会の認可と監督
- ・財務三基準：収支相償・公益目的事業比率・遊休財産額保有制度
- ・ガバナンス・コード

(2) 収支相償の問題点

- ・成長の可能性を阻む（収益の蓄積の可能性を奪う）
- ・無駄な支出（収支相償の要件を満たすための）を増やす
- ・収益減に対する対応力を奪う（収支が黒字の年は支出、赤字の年はマイナス）
- ・理事会による長期的な成長計画の幅を狭める（公益への支出か財政基盤の充実か）
- ・収入源の多様化を阻む（年ごとの変動の大きな寄付や公益事業に二の足）
- ・寄付や貸し付けの意欲を奪う（継続可能性への疑念）
- ・予算編成の官僚化（定期的な収入への依存、民間の感覚からの乖離）
- ・公益法人によるリスクテイク、イノベーション、多様化を阻む
- ・会計の意義を損なう（収支相償自体が目的となり、事業収益を含む収入がどこまで公益に回されたが分からない）
- ・複雑で誤解を招く
- ・法の支配の形骸化、ガイドラインの支配へ
- ・手間：特定費用準備資金の積み立て・区分管理・取り崩し、会計・機関決定（理事会・評議員会）

(3) ガバナンス論

- ・間違っ**て**はいけない(善管注意義務)、しゃべ**っ**てはいけない(理事会と評議員会)、育**っ**てはいけない(収支相償)
- ・「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」
法令遵守を当然の前提として、自らに相応しい規範を定め、明らかにし、これを守る
こと——その形式面、実質面及び不祥事対応
- ・守りのガバナンスと攻めのガバナンス？

3. 大きな方向性

(1) 収支相償の代替

- ・収支や資産管理の自律性：説明、開示・公開の重視へ
- ・善管注意義務、理事の選任、社員総会・評議員の権限行使
- ・収支相償等の財務三基準：ガバナンス・コードへ(順守か説明かcomply or explain)
- ・リザーブ・ポリシーと遊休資産の活用計画の開示、事後評価。
<https://www.gov.uk/guidance/charity-financial-reserves>
- ・要注意法人（非開示、ネガティブな事後評価）は立入・報酬開示——資産の流出・私
的流用は阻止
- ・会計監査——ステークホルダー（寄付者、助成元、契約先、貸し手）のチェック
- ・ステークホルダーはどんな情報が欲しいのか——事業内容、効果・効率、財務の安定性
- ・インターネットの活用：HP開示で法的義務（書類の備置き・閲覧・謄写）の軽減、立
入の簡素化・回数減などインセンティブ。
- ・IT技術や統計処理のしやすい開示・情報公開・コード化（メディアや調査研究、ラン
キング・格付け、クラウドファンด์・サイト）

(2) 公益法人の規律のありかた

- ・公益法人法制の簡素化——公益法人の不祥事と行政庁の監督の恣意性が問題となった
時代から、公益法人の自律性が重視されるべき時代へ
- ・通常の公益法人はガバナンス・コード——完全な任意では実効性に限界。知恵を。
- ・信認義務違反は生ずる：理事の責任追及、公益法人の存否に関わらせるべきではない
- ・幅広いステークホルダーへ情報開示・活用：政府(補助金)、寄付者、貸し手、受益者
- ・オンライン化:認可申請、年次報告書、情報開示、ガバナンス・コード、データ処理、

寄付を考える人・団体の情報収集、クラウド・ファンディング、格付け・ランキング、調査研究

- ・ 税制優遇:「補助金」のイメージから「投資」のイメージへ——リターンが公益の増進
- ・ 税制:どこから寄付を集めるか、遺贈寄付、受益者連続型信託とのリンク
- ・ ファンドレイジング規制、遺贈寄付の規律。
- ・ 公益法人だけ考えても限界あり。厳しければNPO法人や一般法人へ抜ける。公益等認定委員会の規律が抜け、公益活動の透明性が低下。
- ・ NPO法人との平仄（最大公約数の規律?）、一般法人の非営利性の徹底
- ・ 国際的な側面:ガバナンス・コード、テロリズムとNGO悪用（FATF勧告と国際NGO）

(3) 公益法人セクターの課題

- ・ ガバナンス・コードの実効性:スポーツ団体、学校法人、公益法人協会の検証
- ・ 実効性とインパクト——政府との関係・世界的な趨勢
- ・ 収益・資産の有効活用、中長期的計画の開示のありかた
- ・ 開示のありかた——広いステークホルダー、必要な情報の洗い出し
- ・ 情報の利用・活用——情報技術（IT）の利用・活用
- ・ 資金の獲得源の多様化、ファンドレイジングの規律のありかた

セッション2

Session 2

太田 達男（公益財団法人公益法人協会 会長）

2022年10月18日

公益財団法人公益法人協会
創立50周年記念シンポジウム

セッション2

公益法人制度の環境と課題
－ 10年を振り返る－

1



公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)

－ 民間公益活動推進センター

理事・会長 太田達男

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

公益法人協会50年史執筆者としての立場から

2

この10年間
非営利セクターに大きな影響を与えた5つの事象

1. 東日本大震災と続く自然災害
2. 公益法人制度改革13年を終えて－その評価と課題－
3. 休眠預金活用制度の誕生
4. 見直しの検討進む市民社会組織の法制
5. コロナ災害と非営利組織

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

3

公益法人制度改革 13 年を終えて —その評価と課題—

1. 制度としての全体的評価

改革前の民法第34条による公益法人制度と比較すると、主務官庁制度の撤廃、第三者委員会による判断、公益認定・遵守基準の明確化等により、新制度は明らかに旧制度に比べ近代民主主義国家における公益法人制度として、**制度上は優れたもの**となったことは大いに評価できる。

また、税法上の優遇措置の内容及び数の上においても、改革直前の特定公益増進法人の認定数862法人は、公益法人のすべてが自動的に公益増進法人とみなされる結果、10倍以上にも増えた点も大きな成果であった。

しかし、しかし！

公益財団法人公益法人協会

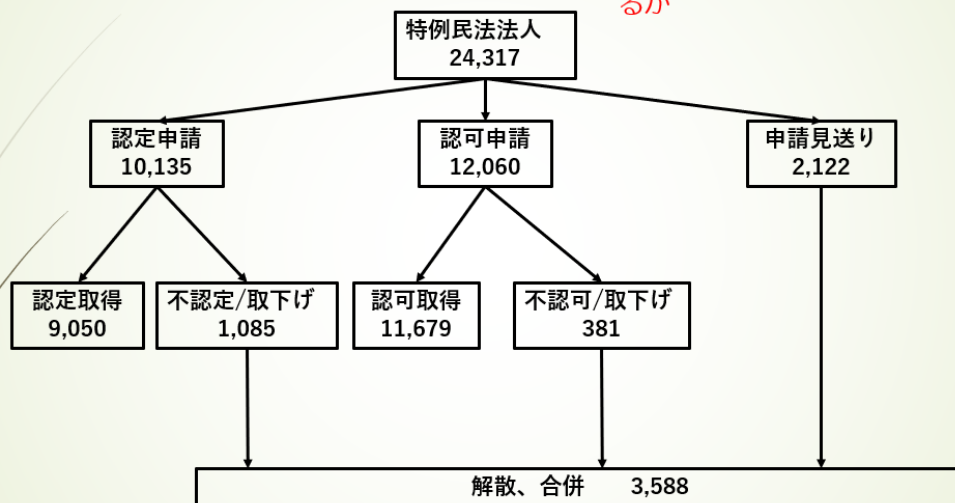
2022/10/18

〔移行の着地点〕

4

この結果をどう評価するか

リシャッフリングの結果は肯定できるか



令和2年及び平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」並びに平成26年「公益法人に関する概況」により作成

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

5

2) 新規設立法人

	社団法人	財団法人	合計
公益法人 * 1	3 5 7	7 0 1	1,0 5 8
一般法人 * 2	7 0, 4 1 4	7, 5 8 2	7 7, 9 9 6

この数字をどう見るか

- ①新規公益法人が年間80件程度というのは少なすぎる
 - ②一般法人は特定非営利法人の伸びを上回るが、所轄庁がないため目的、事業内容、機関設計、財務などの実態は不明。監督のない一般法人を官庁と大手企業の癒着構造に利用の実例も（次ページ）
- 現在大規模アンケート集計中の一般財団法人非営利組織評価センターの分析結果に期待

* 1 内閣府H/P「答申・勧告・その他決定等情報」検索結果の件数（1, 0 5 8）と令和2年及び平成27年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」並びに平成26年「公益法人に関する概況」により件数をトレースした合計件数（9 8 9 件）では、合計件数が一致しないが、後者の情報には社団・財団の内訳がないため、本表では前者の数字を掲載する

* 2 2022年9月23日、国税庁法人番号検索サイトより集計 清算法人は除く

2022/10/18

公益財団法人公益法人協会

参考資料

6

持続化給付金事業の全体像（事業開始時の想定）

委託費：769億円 = 委託先実施経費 + 再委託費 + 消費税

委託先実施経費（18.1億円）

事業全体の工程管理、振込関連業務を実施

サービスデザイン 推進協議会(1.7億円)

人件費：1.2億円
旅費や事務補助要員の人件費、
事務機器のリース料等：0.5億円

株式会社みずほ銀行(15.6億円)

給付金振込手数料等

株式会社電通ワークス(0.7億円)

給付金振込に係る専門人材の確保

公益財団法人日本生産性本部(0.1億円)

中小企業者等に関するヒアリング調査

再委託（680億円）

株式会社電通

申請受付から審査までの
統合的な管理・運営、サ
ポート業務の管理、広報
の実施等

株式会社電通ライブ

- 給付金支給業務（受付・審査、コールセンター等）
- 申請サポート会場業務（会場調整、現地対応等）

株式会社電通テック

- 広告制作業務
- 申請サポート会場支援業務（資材供給等）

株式会社電通国際情報サービス

- システム構築、運営業務

株式会社電通デジタル

- Webページ制作・運営業務

株式会社電通東日本

- 業種別申請サポート業務

株式会社パソナ

大日本印刷株式会社
トランスコスモス株式会社 等

令和2年6月9日 衆議院予算委員会
立憲・国民・社保・無所属フォーラム 大串博志

公益財団法人公益法人協会

出典：経済産業省作成資料

2022/10/18

7

3. 現状の問題点と課題

1) 制度上内包する問題点

(1) 財務3基準（特に収支相償基準）

- ①一般正味財産比率（≡自己資本比率）改善が困難
- ②適正な運転資金の量的確保が困難
- ③借入れによる先行投資が困難
- ④収支の中長期的変動への対応が困難
- ⑤モラルハザードを惹起するおそれ

存続可能性に疑義
(Going Concern)

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

8

(2) 事業変更申請・届け出基準

- ①変更申請を要する基準が曖昧で、法人がにわかに判断できない。
- ②申請には、新規の公益認定同様膨大な資料提出が必要
- ③時間的にも数ヶ月以上の期間を要し、事業計画の作成と執行に難を来す
- ④迅速に社会のニーズに対応する非営利組織の利点を損なう

公益認定等委員会 変更認定・変更届出ガイドより

事例1：A財団は、●県の国際化を推進するため、国際交流・国際理解のための作文コンクール等の事業を実施してきた。今般、A財団が10周年を迎えることを記念して講演会を実施するため、周年記念事業を新たな事業として公1に追加することとしたい。→**申請必要**
 事例2：B財団は、スポーツの振興を通じてスポーツ精神を高揚し、豊かな人間性を涵養することを目的として、各種スポーツ大会等を実施してきた。今般、スポーツ指導者を対象とした、指導者としての心構えや技術向上の効率的な指導方法等についての講習会を新たな事業として公1に追加することとしたい。→**申請必要**
 事例3：C社は、事業場等の技術者を対象にした水質講習会と環境大気講習会を実施してきた。今般、これまで実施中の講習会に加え、排水管理講習会を新たに実施することとしたい。（チェックポイント（「講座、セミナー、育成」）の記載に変更はない）→**届出必要**
 事例4：D財団は、これまで、大学生・大学院生を対象に奨学金を支給してきた。今般、奨学生を対象に、D財団が指定する大学への進学を希望する公立高校在学学生又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者を加えることとしたい。（チェックポイント（「助成（応募型）」）の記載に変更はない）→**届出必要**

(3) 特に、定期提出書類における小規模法人向け対応策の欠如

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

参考資料

米国

9

税法上の区分	定期提出書類提出要件*1	書類の区分	2015年の提出件数*3
Public Charity	年間収入原則5万ドル以下	Form990N*2	? (70万-80万)
同	年間収入20万ドル未満かつ、 総資産50万ドル未満	Form990EZ (又は990)	89,495
同	年間収入20万ドル以上又は、 総資産50万以上	Form990	208,945
Private Foundation	収入・資産の額にかかわらず	Form990PF	99,683*4

公法協内報告書「統計に見る米国チャリティ」2019年6月13日付け 報告者太田達男より抜粋

*1出所: IRS "Annual Filing and Forms" の "Filing thresholds"

*2【Form990N】

e-Postcardと呼ばれ、下記の簡単な質問に対する回答をインターネットで送信、郵送は認められていない。初心者スタッフでも20分もあれば応えられるもの。① 従業員雇用ナンバー② 事業年度③組織名及び住所④他の名称を使用している場合はその名称⑤主たる事務所の名称及び住所⑥ウェブサイト開設の場合はそのアドレス⑦年間収入が5万ドル以下かどうか⑧組織がすでに消滅したか消滅手続き中の場合はその発表文書

*3 出所: SOI Tax Stats - Charitable & Exempt Organizations Statistics「Table 1. Form 990 Returns of 501(c)(3) Organizations: Balance Sheet and Income Statement Items, by Asset Size, Tax Year 2015」及び「Table 4. Form 990-EZ Returns of 501(c)(3)-(9) Organizations: Selected Items, by Code Section, Tax Year 2015」

*4 出所: SOI Tax Stats - Domestic Private Foundation and Charitable Trust Statistics,「Historical Table 16 (expanded version) Nonprofit Charitable Organization and Domestic Private Foundation Information Returns, and Exempt Organization Business Income Tax Returns: Selected Financial Data, 1985-2015」

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

英国

組織類型及び収入規模別適用会計基準及び監査等の内容

10

	年間収入規模	適用会計基準	年間収入等規模	監査等の方法
会社型チャリティ	£25千以下	選択可 資金収支ベース*2 FRS102チャリティ版	£25千以下	精査、監査義務なし
	£25千超	発生主義 FRS102チャリティ版	£25千超£1百万以下	独立会計精査人による会計の精査*3
非会社型チャリティ	£25万以下	選択可 資金収支ベース*2 FRS102チャリティ版	£1百万超	独立会計監査人による会計監査
	£25万超	発生主義 FRS102チャリティ版	資産3.26百万超かつ£250千超	独立会計監査人による会計監査*4

公法協内報告書「英国チャリティSORPと会計・提出書類等」2019年7月16日付け 報告者太田達男より抜粋、白石調査部員 UPDATE

*1 Accruals accounts contain a balance sheet, a statement of financial activities and explanatory notes. These accounts are required in accountancy terms to show a 'true and fair view'.

*2 Receipts and payments accounts Receipts : payments accounts contain a statement summarising all money received and paid out by the charity in the financial year, and a statement giving details of its assets and liabilities at the end of the year.

*3 Independent examination: this is a less onerous form of scrutiny than an audit.

*4 audit

2022/10/18

2022/10/18

11

2) 運用上の問題点

(1) 先祖返り（主務官庁制）を思わせる行政の指導・監督

- ①公益認定制度の理念・目的が正しく継承されているか
- ②担当官レベルの裁量的判断の横行
- ③お上意識が今なおチラチラ、PIC無謬感覚
- ④知識レベルの低下

(2) 透明性の欠如

- ①報告要請の中身が藪の中（内閣府は要旨のみ公表）
- ②申請取り下げの恣意
- ③使い勝手の悪い法人検索サイト

(3) 会計委員会の法解釈

財務3基準、公益目的取得財産残額、公益事業財産などに関する公益認定法の根拠規定を会計委員会で解釈する弊害

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

12

一つの期待

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議の発足!!

- ・歴史を振り返ると、今まではすべて公益法人の不祥事に端を発した規制強化を方向とする問題提起の繰り返し。
- ・公法協など民間公益セクターの多年の要望・宿願が、財界人からの発言が再検討の直接のきっかけとなったことは内心忸怩たる思いもあるが、公法協はじめ民間公益セクターがこの機会を最大限に活用し、公益法人制度の改善につながることを期待したい。

「新しい資本主義実現会議」第6回

十倉 雅和 日本経済団体連合会会長発言要旨

単年度で公益事業収支をゼロからマイナスにしなければならないことを求める収支相償原則の見直しや、具体的な用途の定まらない財産の保有額を制限する遊休財産規制の緩和、公益事業の認定及び変更の柔軟化・迅速化が必要。また、複数の財団の統合に数年を要した事例も報告されている。企業財団の合併や統合が柔軟かつ迅速にできるようになれば、財団の規模も拡大し、運営が安定することにつながる。公益認定法の趣旨に立ち返り、公益の増進及び活力ある社会の実現に資する制度改革になることを望む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

新たな官民連携の形として、このよう*な新たな法制度の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

こうした観点から、新たな官民連携の形として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する

*（太田注）米国のベネフィットコーポレーションのような社会的企業形態の法人類型

公益財団法人公益法人協会

2022/10/18

堀田 力（公益財団法人さわやか福祉財団 会長）

公益法人協会創立50周年記念シンポジウム

2022.10.18

公益法人制度の環境と課題 —10年を振り返る—

さわやか福祉財団会長
堀 田 力

1

I

新制度全体の振り返り

振り返りの視点

公益活動の拡大目標は達せられたか

結論

公益法人が公益活動の中核を担うべきという視点からすれば
目的は全く達成されておらず、達成される見通しもない

理由

公益活動に対するニーズは高く、公益活動もトータルで相当
拡大してきており、まだまだ拡大する見通しであるのに、公
益法人による公益活動は、ニーズに応える拡大はしておらず、
その見込みも立たない

1

I 新制度全体の振り返り（続き）

公益法人以外の団体による公益活動の拡大

人格なき社団	NPO法人	一般非営利法人	特別法による公益法人	営利法人による公益活動
地域における小さな団体による助け合い、いきがい（趣味を含む）、環境、子育て支援等の活動は顕著に増えている（注）	柔軟にニーズに対応している	純然たる公益活動を行う官製一般非営利法人がなぜ公益法人にならないのか	なぜ全くの別建てで、乱立したままなのか	公益活動として整合性のある奨励策をとらなくてよいのか

（注）さわやか福祉財団の「地域助け合い基金」から助成した件数は、3年度分の合計で798件となる。そのうち、法人成りしていない助成先は580件で全体の73%に上る。法人218件の内訳をみると、NPO法人が164件、一般社団法人が41件、社会福祉法人が13件、公益法人は0件である。

2

I 新制度全体の振り返り（続き）

公益法人活動拡大の見通しが立たない理由

- ・ 公益活動を統合できる官庁は、内閣府であるが、各省庁の抵抗を排して統合できる能力はない
- ・ 制度が複雑化し、利益関係も複雑すぎて、これを調整し、体系的に統合することはきわめて困難

では、どうするか

- ・ ある程度以上の資力を有する団体を事実上の対象とする（つまり、原則現状のまま）
- ・ ただし、公益法人のみが不当に活動を制約されないよう、他の公益活動を行う法人に対する規制と比較して不当なもの（収支相償原則など）は改める
- ・ 公益法人が事実上対象としている団体と類型を同じくするもの（例えば官製一般非営利法人など）は、公益法人とするよう強力に行政指導する

3

Ⅱ ガバナンス——公益法人協会の課題

振り返りの視点

公益法人のガバナンスを振り返って、公益法人協会としてできていないことは何か

できたことは何か

- ・ ガバナンスコードの制定と活用（広報、指導等）
- ・ 公益法人のガバナンスのあり方の視点からする各種提言、政府の政策動向に対する批判的提言その他のアドヴォカシー
- ・ それらの活動の前提となる調査研究

4

Ⅱ ガバナンス——公益法人協会の課題（続き）

公益法人のガバナンス体制は万全か——公益法人と公益法人協会の課題

1 会計ルールの基本の遵守

法人資産の横領、私的用途使用等の基本的不祥事の発生防止対策は、法人の業務執行における資産の管理、支出、負債の発生等の各過程において、すべて実質的にダブルチェックする体制にすることがもっとも実効性のある体制であると判断されるが、その指導がしっかり行われているか

2 不当なルールへの対応

公益法人に関する法令（ガバナンスによって守らせるべきルール）の場合、収支相償のごとく、これを遵守することがかえってガバナンスを不当にするものがある。公益法人協会が法令の是正を働きかけ続けていることは評価するが、改められない現段階において、個々の法人がこのルールにどう対応するかについて、指導は行っているのか

——現状は関係する別のルールを適当に運用して収支相償に見せかけている運用が一般化しており、それが巧みな団体はコンプライアンスがOKで、正直な団体は受領できる寄付収入を削る等の不当な運用をしているのではないか

5

Ⅱ ガバナンス——公益法人協会の課題（続き）

公益法人のガバナンス体制は万全か——公益法人と公益法人協会の課題

③ 評議員会の体制と役割

公益法人は制度として自律的に活動できる範囲が広いほど好ましいところ、評議員会は、その選出方法等が自律に委ねられている。公益法人協会としては、せっかくの自律性を放棄して法令による規制を求めるのではなく、各公益法人がそれぞれの特性に応じてもっとも有効に評議員会が機能を果たせる選出方法等を自律的に考案するよう、多様なアイデアを解説付きで提供し、リードすべきではないか

④ 公益法人はトータルとしてやるべき公益活動をやっているか

もし公益法人が公益活動の中核を担うべきだという考えに立つならば、現在の公益法人がその社会的任務を適切に果たしているかという視点からのガバナンスだけでなく、公益法人が柔軟に新しいニーズ（国民の公益活動に対するニーズが日々拡大している）に応えているかの全体的視点に立った情報発信も求められるのではないか

6

Ⅲ 収支相償・遊休財産規制の改善

改善の視点

合理性のない規制の撤廃

改善項目

寄付金（賛助金・補助金・助成金を含む）及び会費を、収支相償規制における「収入」及び「遊休財産」から除外する

7

Ⅲ 収支相償・遊休財産規制の改善（続き）

「収入」から除外する理由

- 収支相償規制の根拠は、競合する民間営利事業との競争条件の公平性確保（当該公益事業が、寄付金等対価性のない収入がなく、事業収入のみで運営できる時は、事業対象者が不特定多数の人であっても、税制上の優遇措置なしに運営すべきである。）
- したがって、収支相償の「収入」は、寄付金等対価性のない収入は除外したもので競合性を判断すべきである
- なお、公益法人の「会費」は、議決権や情報提供の対価という解釈があるが、議決権も情報提供も公益活動推進のためであって経済的利益を伴うものでないから、「会費」には対価性がない

8

Ⅲ 収支相償・遊休財産規制の改善（続き）

「遊休財産」から除外する理由

- 寄付金等対価性のない資金は、公益活動推進のため提供されるものであり、それ自体が公益活動
- それら資金は、寄付の趣旨に従って支出し、また、特別な指定がない時は当該公益活動を行うのに最適の時期・内容・額を選んで支出するのが適切
- 上記の視点から、一時寄付金等収入を「遊休」状態にする事態が生じても、これに対し、社会的に奨励すべき寄付金等提供のインセンティブを阻害するおそれのある遊休財産保持規制を行う合理性は認められない
- なお、事業収入の「遊休」については、収益事業を認める趣旨から、ゆるやかに規制する（例えば評議員会でチェック）ことは考えられる

9

 山岡 義典（公益財団法人助成財団センター会長）

2020年度実態調査における助成財団の資産総額・助成額上位100財団のうち一般財団

資産総額 単位:百万円	助成総額 単位:百万円	助成財団名	設立年月
8 131,377	[84]	上月財団	1982
15 75,910	[136]	化学及血清療法研究所	1945
37 34,712	[97]	篠原欣子記念財団	2010
47 29,460	[23]	パロマ環境技術開発財団	2010
55 25,135	19 755	トヨタ・モビリティ基金	2014
59 24,293	[34]	住総研	1948
73 15,580	[5]	医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構	1964
74 15,218	[13]	日本建設情報総合センター	1985
81 13,904	[17]	神山財団	2013
95 13,317	[60]	旗影会	1973
91 13,209	48 380	上田記念財団	2009
[1,144]	66 290	キャノン財団	2008
[401]	95 183	三菱みらい育成財団	2019

助成財団センター調査より山岡作成（2022.10.18）

※赤字は制度改革後の新設法人を示す

※助成総額の [] は100以下の数値を示す

資産総額上位 100 財団 (2020年度－2019年度との比較)

(単位:百万円)

2020	2019	財 団 名	資産総額	2020	2019	財 団 名	資産総額
1	-	公益財団法人 石橋財団	354,297	51	73	公益財団法人 S G H財団	27,617
2	1	公益財団法人 日本財団	286,940	52	47	公益財団法人 持田記念医学薬学振興財団	26,501
3	-	公益財団法人 ポーラ美術振興財団	280,316	53	74	公益財団法人 永守財団	25,789
4	4	公益財団法人 中谷医工計測技術振興財団	155,375	54	48	公益財団法人 前川財団	25,678
5	2	公益財団法人 笹川平和財団	149,492	55	53	一般財団法人 トヨタ・モビリティ基金	25,135
6	6	公益財団法人 神戸やまぶき財団	146,549	56	60	公益財団法人 豊田理化学研究所	25,010
7	7	公益財団法人 博報堂教育財団	136,101	57	65	公益財団法人 野田産業科学研究所	24,807
8	11	一般財団法人 上月財団	131,377	58	70	公益財団法人 岩谷直治記念財団	24,542
9	3	公益財団法人 稲盛財団	125,710	59	51	一般財団法人 住総研	24,293
10	12	公益財団法人 ロームミュージックファンデーション	121,865	60	69	公益財団法人 立石科学技術振興財団	23,951
11	5	公益財団法人 上原記念生命科学財団	111,361	61	50	公益財団法人 住友財団	23,325
12	10	公益財団法人 武田科学振興財団	87,766	62	40	公益財団法人 飯島藤十郎記念食品科学振興財団	23,128
13	16	公益財団法人 似鳥国際奨学財団	87,459	63	58	公益財団法人 大塚敏美育英奨学財団	21,891
14	9	公益財団法人 鉄道弘済会	77,994	64	61	公益財団法人 コーセーコスモロジー研究財団	21,565
15	8	一般財団法人 化学及血清療法研究所	75,910	65	57	公益財団法人 中島記念国際交流財団	21,006
16	62	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	74,756	66	56	公益財団法人 杉浦記念財団	20,873
17	18	公益財団法人 岡田文化財団	74,588	67	-	公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会	20,269
18	15	公益財団法人 J K A	64,753	68	92	公益財団法人 三浦教育振興財団	18,282
19	14	公益財団法人 小林財団	63,456	69	81	公益財団法人 日揮・実吉奨学会	17,304
20	17	公益財団法人 テルモ生命科学振興財団	59,748	70	-	公益財団法人 日本国際教育支援協会	16,687
21	24	公益財団法人 ヒロセ財団	58,650	71	67	公益財団法人 日本食肉協議会	16,500
22	22	公益財団法人 小野奨学会	52,616	72	87	公益財団法人 鈴木万平糖尿病財団	15,868
23	20	公益財団法人 埼玉県市町村振興協会	51,304	73	-	一般財団法人 医療経済研究・社会福祉協会医療経済研究機構	15,580
24	-	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	49,396	74	85	一般財団法人 日本建設情報総合センター	15,218
25	27	公益財団法人 香雪美術館	49,198	75	71	公益財団法人 中村積善会	14,931
26	26	公益財団法人 市村清新技術財団	45,104	76	97	公益財団法人 租税資料館	14,842
27	46	公益財団法人 高橋産業経済研究財団	44,916	77	68	公益財団法人 古岡奨学会	14,816
28	33	公益財団法人 村田学術振興財団	44,453	78	76	公益財団法人 鈴木謙三記念医学科学応用研究財団	14,800
29	21	公益財団法人 福武財団	44,346	79	-	公益財団法人 天田財団	14,588
30	-	公益財団法人 小笠原敏晶記念財団	43,776	80	100	公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団	14,014
31	23	社会福祉法人 清水基金	43,178	81	-	一般財団法人 神山財団	13,904
32	25	公益財団法人 トヨタ財団	43,144	82	-	公益財団法人 中富健康科学振興財団	13,682
33	28	公益財団法人 セコム科学技術振興財団	40,558	83	79	公益財団法人 川野小児医学奨学財団	13,644
34	31	公益財団法人 本庄国際奨学財団	40,417	84	75	公益財団法人 車両競技公益資金記念財団	13,621
35	29	公益財団法人 日本教育公務員弘済会	36,656	85	78	公益財団法人 岩手県市町村振興協会	13,594
36	30	公益財団法人 内藤記念科学振興財団	34,990	86	-	公益財団法人 宮崎県市町村振興協会	13,523
37	63	一般財団法人 篠原欣子記念財団	34,712	87	77	公益財団法人 沖縄県地域振興協会	13,506
38	39	公益財団法人 旭硝子財団	34,174	88	94	公益財団法人 野口研究所	13,476
39	44	公益財団法人 松下幸之助記念志財団	34,173	89	95	一般財団法人 旗影会	13,317
40	32	公益財団法人 三菱財団	33,655	90	-	公益財団法人 鹿島学術振興財団	13,276
41	45	公益財団法人 電通育英会	33,412	91	80	一般財団法人 上田記念財団	13,209
42	49	公益財団法人 吉田秀雄記念事業財団	31,874	92	82	公益財団法人 山形県市町村振興協会	13,159
43	34	公益財団法人 交通遺児育英会	31,631	93	-	公益財団法人 中山視覚福祉財団	13,129
44	42	公益財団法人 東洋食品研究所	30,692	94	83	公益財団法人 吉田育英会	13,011
45	36	公益財団法人 村田海外留学奨学会	30,663	95	-	公益財団法人 フジシール財団	13,011
46	37	公益財団法人 河川財団	30,429	96	86	公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	12,591
47	38	一般財団法人 パロマ環境技術開発財団	29,460	97	-	公益財団法人 佐藤陽国際奨学財団	12,258
48	41	公益財団法人 吉野石膏美術振興財団	28,587	98	89	公益財団法人 長崎県育英会	12,242
49	43	公益財団法人 平和中島財団	28,531	99	-	公益財団法人 大阪現代教育振興財団	12,226
50	59	公益財団法人 飯塚教育英会	27,714	100	-	公益財団法人 池谷科学技術振興財団	12,159

注) 2019年度の順位が入っていないものは、①データの供給がなかった、②100位以下であった、のいずれかです。

出典：公益財団法人助成財団センター オピニオン誌VIEWS No. 109

年間助成額上位 100 財団 (2020年度－2019年度との比較)

(単位:百万円)

2020	2019	財 団 名	年間助成額	2020	2019	財 団 名	年間助成額
1	1	公益財団法人 日本財団	47,687	51	-	社会福祉法人 長野県共同募金会	374
2	2	公益財団法人 J K A	5,399	52	41	公益財団法人 喫煙科学研究財団	373
3	-	特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム	4,596	53	42	公益財団法人 ヒロセ財団	372
4	3	公益財団法人 日本教育公務員弘済会	3,659	54	28	社会福祉法人 清水基金	370
5	4	公益財団法人 大阪府育英会	3,093	55	47	公益財団法人 高橋産業経済研究財団	365
6	5	公益財団法人 武田科学振興財団	2,550	56	51	公益財団法人 飯塚教育英会	359
7	6	公益財団法人 上原記念生命科学財団	1,534	57	-	公益財団法人 しまね産業振興財団	346
8	69	公益財団法人 パブリックリソース財団	1,253	58	45	公益財団法人 島根県育英会	334
9	-	公益財団法人 ローターリー米山記念奨学会	1,243	59	-	公益財団法人 白門奨学会	320
10	23	公益財団法人 三菱財団	1,113	60	49	公益財団法人 小林財団	318
11	8	公益財団法人 秋田県育英会	1,100	61	-	社会福祉法人 山口県共同募金会	315
12	9	公益社団法人 北海道さけ・ます増殖事業協会	965	62	46	公益財団法人 鉄道弘済会	311
13	-	公益財団法人 三重県産業支援センター	938	63	62	公益財団法人 古岡奨学会	298
14	7	公益財団法人 日本国際教育支援協会	927	64	56	公益財団法人 テルモ生命科学振興財団	296
15	-	社会福祉法人 東京都共同募金会	890	65	65	公益財団法人 似鳥国際奨学財団	290
16	-	社会福祉法人 愛知県共同募金会	863	66	54	一般財団法人 キヤノン財団	290
17	80	公益財団法人 わかやま産業振興財団	836	67	61	公益財団法人 小笠原敏晶記念財団	287
18	31	公益財団法人 稲盛財団	807	68	43	公益財団法人 トヨタ財団	282
19	30	一般財団法人 トヨタ・モビリティ基金	755	69	36	公益財団法人 博報堂教育財団	279
20	17	公益財団法人 神戸やまぶき財団	707	70	-	社会福祉法人 読売光と愛の事業団	278
21	10	公益財団法人 鹿児島県育英財団	703	71	-	公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団	264
22	11	公益財団法人 北海道高等学校奨学会	666	72	-	社会福祉法人 三重県共同募金会	263
23	21	公益財団法人 小野奨学会	660	73	57	公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団	257
24	16	公益財団法人 中谷工計測技術振興財団	647	74	55	公益財団法人 大塚敏英奨学財団	256
25	13	公益財団法人 交通遺児育英会	642	75	58	公益財団法人 天田財団	251
26	15	公益財団法人 むつ小川原地域・産業振興財団	630	76	-	社会福祉法人 京都府共同募金会	240
27	-	社会福祉法人 福岡県共同募金会	590	77	39	公益社団法人 企業メセナ協議会	232
28	-	公益財団法人 公益推進協会	560	78	53	公益財団法人 平和中島財団	227
29	24	公益財団法人 内藤記念科学振興財団	537	79	-	公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団	220
30	19	公益財団法人 大分県奨学会	536	80	74	公益財団法人 日本生命財団	418
31	34	公益財団法人 ふくい産業支援センター	532	81	66	公益財団法人 車両競技公益資金記念財団	211
32	22	公益財団法人 セコム科学技術振興財団	525	82	73	公益財団法人 飯島藤十郎記念食品科学振興財団	211
33	12	公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	517	83	75	公益財団法人 立石科学技術振興財団	202
34	26	公益財団法人 にいがた産業創造機構	508	84	-	公益財団法人 在宅医療助成 勇美記念財団	200
35	25	公益財団法人 岩手県市町村振興協会	503	85	-	公益財団法人 岩谷直治記念財団	195
36	27	公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団	489	86	71	公益財団法人 日本科学協会	193
37	29	公益財団法人 旭硝子財団	485	87	-	公益財団法人 池谷科学技術振興財団	193
38	87	公益財団法人 ローターリー日本財団	483	88	72	公益財団法人 日揮・実吉奨学会	192
39	-	社会福祉法人 静岡県共同募金会	471	89	-	社会福祉法人 熊本県共同募金会	190
40	37	公益財団法人 中村積善会	439	90	-	公益財団法人 中島記念国際交流財団	188
41	44	公益財団法人 村田学術振興財団	426	91	-	社会福祉法人 埼玉県共同募金会	186
42	-	社会福祉法人 新潟県共同募金会	418	92	84	公益財団法人 河川財団	186
43	18	公益財団法人 笹川平和財団	415	93	79	公益財団法人 三菱 UFJ 信託奨学財団	185
44	20	公益財団法人 住友財団	415	94	-	公益財団法人 中外創薬科学財団	185
45	33	公益財団法人 発酵研究所	408	95	-	一般財団法人 三菱みらい育成財団	183
46	48	公益財団法人 電通育英会	404	96	85	公益財団法人 住友電工グループ社会貢献基金	179
47	40	公益財団法人 朝鮮奨学会	383	97	97	公益財団法人 本庄国際奨学財団	179
48	35	一般財団法人 上田記念財団	380	98	89	公益財団法人 ミズノスポーツ振興財団	177
49	38	公益財団法人 持田記念医学薬学振興財団	379	99	-	社会福祉法人 鹿児島県共同募金会	176
50	32	公益財団法人 市村清新技術財団	379	100	-	公益財団法人 高山国際教育財団	175

12

注) 2019年度の順位が入っていないものは、①データの供給がなかった、②100位以下であった、のいずれかです。

出典：公益財団法人助成財団センター オピニオン誌VIEWS No. 109

● 片山 正夫（公益財団法人セゾン文化財団 理事長）

「個性的で質の高い民間公益活動が活発に行われる社会」をゴールとして

（公財）セゾン文化財団
片山正夫

組織の機能、成長段階に合わせた制度設計、啓発・支援政策を

①「参入障壁」の低い公益法人に

- ▶ 「制度のわかりにくさ」の改善(e.g. 収支相償)
- ▶ 事務の簡素化(e.g. 評議員制度)
- ▶ スタートアップ支援の拡充

②「成長できる」「安定した」公益法人に

- ▶ 財務規制の緩和
- ▶ 法人規模の拡大を後押し
- ▶ 税制優遇の「対価」は規制強化ではなく情報開示で

③「健全に持続できる」公益法人に

- ▶ 助成財団の設立促進（「情」の個人寄附、「理」の助成財団）
- ▶ 財産運用への取り組み強化
- ▶ 経営カスキルのブラッシュアップ支援

④「社会の変化」「技術の進展」に対応できる公益法人に

- ▶ 「選んでもらえる」制度へ
(e.g. プロジェクトベースの活動者、デジタルネイティブ)
- ▶ リスクテイク、「失敗」に対するポジティブな評価を

清水 肇子（公益財団法人さわやか福祉財団 理事長）

2022年10月18日
公益法人協会創立50周年記念シンポジウム

セッション3

多様化する社会と公益法人－展望と提言－

市民公益・福祉系活動法人の立場から

公益財団法人さわやか福祉財団 理事長 清水 肇子

超高齢社会の暮らしの現状

高齢者の数が多いというだけではなく

一人暮らし高齢者の増加／認知症高齢者の増加／老老介護の増加

なによりも、長寿により高齢者像が多様化
心身の状態、収入構造、求めるいきがい等

現役世代（生産年齢人口）の数が減るというだけではなく

若年層／現役世代自体の支える力の弱まり（非正規労働・8050問題、子育て・介護環境の整備の遅れ等）

経済的リスク・孤立化リスクは、世代を越えた社会課題
制度による縦割り、画一的、専門職による対応だけでは不可能

コロナ禍でますます深刻化

Sawayaka Well-being Foundation

2

目指す社会と公益法人の役割とは

違いを認め合い、どのような状態であってもいきがいを持ち、尊厳ある暮らしができる社会

地域の活力をどう高めるか

市民組織に求められる推進役としての力

国は公益法人に何を期待してきたのか？

公益法人は何をなすべきか？

Sawayaka Well-being Foundation

3

（公益認定法第1条）

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施により公益の増進及び活力ある社会の実現を目指す

現況

未だ公益法人セクターは民間公益実現の旗手として社会から広く認知されているとはいえず、また、ますます多様化・複雑化する現代社会の課題やニーズに率先して対応できていない。

目指す社会の 役割を このままで 果たせるのか

（骨太方針2022）

民間の力を活用した社会課題解決に向けた取組や多様性に富んだ包摂社会の実現、一極集中から多極化した社会をつくり地域を活性化する改革の方向性を示す

【社会的インパクト投資、共助社会づくり】

寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進

民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討

財団・社団等の既存の法人形態の改革の検討

Sawayaka Well-being Foundation

4

複雑化・多様化する
社会ニーズと、コロ
ナ禍等予測し得ない
社会情勢への対応で
強く求められるもの

個別性

即応性

柔軟性

革新性

現行制度の枠組みと乖離

Sawayaka Well-being Foundation

5

財務三基準の抜本的見直し

収支相償

遊休財産

公益目的
事業費率

撤廃

収支相償自体の撤廃。
寄付金及び配当・運用収
入は公益目的事業の収入
には不算入とする

保有制限見直し

保有制限の抜本的見直し及
び有事での緊急対応措置の
仕組みづくり

公益事業概念の再検討

収益事業費の公益目的
事業費への算入
営利法人の事業との
競合概念の見直し

Sawayaka Well-being Foundation

6

公益法人の自治の再確認

自立・自律の法人自治、社会に向けた情報公開・発信の重要さの再確認
法人自治を基盤とした認定・変更手続きの簡素化・年度提出書類の削減 V S 補助金等が多額に投入されている一般非営利法人とのアンバランスの解消

公益事業の考え方の再検討

単に営利法人の事業と外形的に類似かどうかではなく、営利法人では行えない（行わない）取り組みかどうか。使命に基づき、得意分野・専門性（資格ではない）で細かなノウハウを開拓し、継続して蓄積していく役割

公益法人の評価

社会の課題に率先して目を向け、解決に向けたチャレンジをしているか

公益法人の使命

公的な制度ではまかなえない社会課題に率先して向き合うことで、結果だけでなく、その取り組むプロセス・姿勢で社会の新しい価値への時流をつくる

鈴木 幸夫（公益財団法人知床自然大学院大学設立財団 理事）

日本の片隅の小さな公益財団からみた、

公益法人改革 14 年

知床から

WILDLIFE MANAGEMENT

ワイルドライフ マネジメント を

公益財団法人

知床自然大学院大学設立財団

理事 鈴木幸夫

知床自然大学院大学設立財団のスタート

- 斜里町の総合計画としての自然大学設立構想 → 財政問題などで棚上げ
- 地元有志による再検討 → 大学制度改革、公益法人改革などの動きから
- 財団を作って公益認定を受け民間ベースで活動を！
 - 午来昌・元斜里町長を中心に地元有志が集まって 2012 年設立
 - 13 年公益認定 → 14 年税額控除認定
- 目的 = **ワイルドライフマネジャー（野生動物保護管理の専門家）**
を養成する高等教育機関の設立・設置・誘致
- 以来、普及啓発事業（広報）と設立準備（専門委員会）を中心に事業継続
→ 2016 年から「知床ネイチャーキャンパス」
- 運営 寄附金収入主体の小さな財団、大学設立資金はまだまだ集まらず
※コロナ禍でさらに厳しさを増し、今春以降は事故の影響も・・・

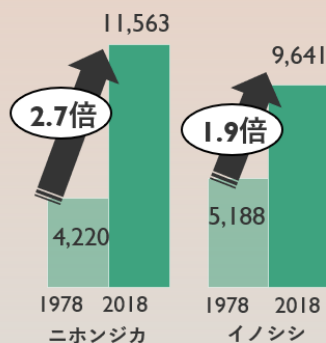
役員・評議員・顧問は、知床、札幌、首都圏に散在して活動を推進

財団活動をめぐる状況の推移①

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団

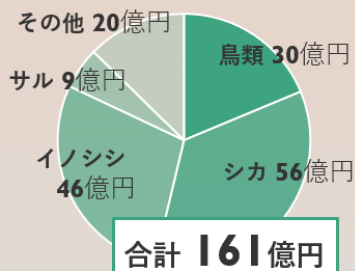
野生動物が引き起こす問題の深刻化加速

ニホンジカ・イノシシの
分布域（メッシュ数）

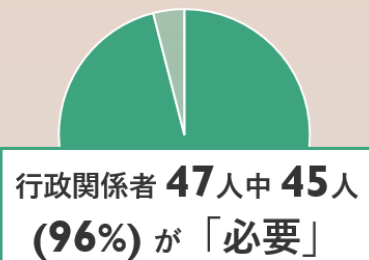


野生鳥獣による
全国の農作物被害金額（2020年度）

対症療法的対策で減少傾向だが・・・



Q. 鳥獣保護専門員の配置は
市町村・都道府県に必要？



日本学術会議(2019)「回答 人口縮小社会における野生動物管理のあり方」より作成

大都市圏、地方都市、中山間地の地域差、事態の深刻さに対する認識・温度差が大きい。抜本的解決のためには「地域資源管理」の視点が必要。

2

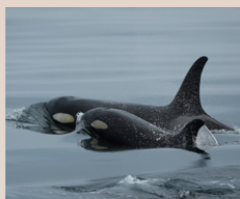
財団活動をめぐる状況の推移②

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団

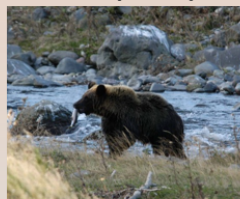
環境関連法規の整備と充実、生物多様性保全への意識高まる

2008年の生物多様性基本法やエコツアーリズム推進法、10年の自然公園法改正、12年の環境教育推進法改正、13年の種の保存法改正。15年には鳥獣保護法の大改正が行われ「鳥獣保護管理法」に！

Sustainable development Goals (SDGs)



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさ
も守ろう

わが国の生物多様性生態系サービス
過去50年間で消失・劣化傾向

次期生物多様性国家戦略の方向性

生存基盤となる多様で健全な
生態系が確保された社会

目指すべき自然共生社会像

自然の恵みの持続可能な
利用がなされる社会

生物多様性の主流化による
変革がなされた社会

環境は整ってきたが「専門的人材育成の重要性」への
理解はあまり進んでいない

次期生物多様性国家戦略研究会(2021)
「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」より作成

3

活動実績

講演会・フォーラムの開催から

知床ネイチャーキャンパスへの発展・人材育成の実践へ

公益財団法人

知床自然大学院大学設立財団

日時	開催場所	テーマ	参加者数
2013.5	斜里町	知床に高等教育機関を作ろう！	50
2014.3	港区	野生生物の「反乱」を食い止める	90
2014.11	札幌市	野生動物と共生する地域づくりを目指して	124
2015.3	斜里町	地域資源を生かしたまちづくり・人づくり	50
2015.10	千代田区	野生生物保護管理の最新潮流	150
2021.9	オンライン	知床で生きる・働く	42

総計500人以上が参加

開催日時	テーマ	参加者数	備考
2016.10	野生動物との共存	20	
2017.9	自然再生・自然復元	22	
2018.9	地域産業と野生生物との共存	24	
2019.9	ヒグマと人 森林再生・河川生態系復元	24	
2021.3	生物多様性を守るために	27	オンラインのみ
2022.2 2022.6	科学的保護管理システムの構築と実践	42 23	リカレントプログラム

総計160人が参加

※野生生物の専門家による専門委員会活動（目指す教育プログラムの策定）も進展。講師陣は委員が中心。

活動にはボランティアの存在が不可欠・講師陣もほぼ手弁当

4

知床ネイチャーキャンパス

公益財団法人

知床自然大学院大学設立財団



講義



現地実習



グループワーク



発表



- ・多様性に富む生態系
- ・様々な自然保護地域



- ・蓄積された野生動物管理の経験



- ・行政・研究者・地域が協働する仕組み



- ・野生動物との共存を目指す産業の存在

知床の豊かなフィールドと地域資源を活用

5

野生動物管理教育の胎動

公益財団法人

知床自然大学院大学設立財団

- ・専門委員会の活動
- ・ネイチャーキャンパスの蓄積

2020「野生動物管理教育プログラム検討会」開催

▶「モデル・コア・カリキュラム」*検討開始

2019 日本学術会議「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」

▶野生動物管理の専門職人材養成を強く要請

2007「鳥獣被害防止特別措置法」制定

▶「専門家の人材育成を国や自治体の
努力義務と位置づけた」(羽山 2019)

*「モデル・コア・カリキュラム」

野生動物管理を学ぶ上での必要最低限の科目群。

一方で...

- ・まだ端緒についたばかり
- ・コアカリは基礎レベルの知識提供
- ・教育対象者は限定的
- ・フィールド教育の相対的不足

▶こうした課題に取り組み、
野生動物管理に資する人材を養成に寄与

上記の動きを当財団の活動がけん引してきたと自負！

6

翻って、設立以降に感じた新公益法人制度は？？？

→ **言い尽くされたことが改善されないもどかしさ**

公益財団法人

知床自然大学院大学設立財団

①収支相償等の財務3基準の是正

- ・趣旨は理解できるが、単年度で判定するのは合理性と納得性に乏しい
- ・「黒字」を事業の充実に転じさせる新たな仕組みに！
- ・遊休財産の保有制限は規模と範囲が狭い、収支相償と共にゴーイングコンサーンを阻害

②会計基準

- ・大規模法人と中小法人の負担感や適用の妥当性に大きな差異。頻繁に変えないでほしい

③定款自治の原則の尊重を！

- ・社会変容、大災害、パンデミックへの短期的対応と長期的発展的受容
- ・自律的対応と変化が不可欠、発展進化していくため委縮しないで変わっていく姿勢

④寄附文化がもっともっと定着するための方策（税制を含め）を！

⑤ボランティア含め幅広く多数の人材（人間）が公益法人活動に参画できる仕組みや制度を！

力不足といわれればそれまでだが、

小さな財団にとってはどれも大問題。委縮せず活動できる制度に！

7



ご静聴 ありがとうございました

公益財団法人
知床自然大学院大学設立財団



平井 俊邦（日本フィルハーモニー交響楽団 理事長）

不測の事態から見た事

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団
理事長 平井 俊邦

1. 公益財団法人 誇りを持った活動

債務超過額ピーク3.5億円を抱え、10年間苦闘した日本フィル。2013年4月に公益財団に移行しました。財務体質はまだまだ強くありませんが、大きな誇りを持って公益活動に邁進しています。移行にあたっては、多くの人々の励ましとご支援、公益法人協会の親身なご指導を頂きました。この場をお借りし、改めて感謝とお礼を申し上げます。

日本フィルは「音楽を通し文化の発信」「感動の共有」を目標に掲げ、四本の柱を立てて活動しています。質の高い音楽を届ける「オーケストラ・コンサート」、次世代を担う子供たちを育む「エデュケーション・プログラム」、地域の発展を支える「リージョナル・アクティビティ」。併せて東日本大震災復興支援の「被災地に音楽を」の活動を行っています。被災地へ音楽を届け「心の復興」を支援する活動は現在迄316回に及び、この7月、後藤新平賞の栄誉を頂きました。「温かさ・人に寄り添う」を楽団のカラーとし「芸術性と社会性」を兼ね添えたトップオーケストラを目指しています。

2. オーケストラが被った「コロナ禍」

“楽団存続の危機”に瀕して“

2020年2月以降、政府の公演自粛要請を受け、4か月間全ての活動を停止、年間を通して見ると70公演が中止に。大きな助成先がなく、公演による演奏収入を主財源としている日本フィルは、とりわけ甚大な打撃を受けました。通常年と比べ3.5億円の損失が上乗せされたのです。正味財産が5千万円と少ない財政基盤の財団にとって正に悪夢でした。その上、次年度以降の先が全く見通せず、「純資産3百万円を2年連続下回ると財団解散」という規定がくつきりと浮かび上がり、恐怖心すら覚えました。不測の事態に堪え得る正味財産の蓄積がない事は、“潰れる”を意味していたのです。事業の持続的遂行のために正味財産を積上げる事の重要性を今更ながら痛感しました。

自力回復が難しい状況の中で、どのように経営し、事態を改善するか本当に悩みました。公益性のある事業の長期的持続と演奏家の雇用継続は使命であると覚悟を持って楽団を経営する決意を致しました。経営的には短期決断と長期対策が必要です。最大リ

スク額の推定と、同額のキャッシュフロー(4億円)の確保を直ちに実施しなければなりません。トップダウンの意思決定、朝令暮改が必要でした。併せて長期対策としては構造的な赤字の縮小策、傷んだバランスシートの回復計画策定等に取り組まなければなりません。この様な大きな不測の事態からの回復には、長期的な経営視点と制度が必須です。

財政面だけでなく、芸術面でも、コミュニケーション面でも、大きな毀損を受けました。特にコミュニケーション面では、人と人との接触や地域間移動の制限が長期に渡ったため、日本フィルの特徴である「温かさ・人に寄り添う」活動が十分にできていません。3つの毀損の短期的回復は難しく、長いスパンで対策を立て、実行していく事が必要であると思っています。これだけ大きな不測の事態に対する方策に長期的視点が欠かせない事は自明です。経営上の弱点と併せ制度上の問題点もはっきりと浮き上がったように思います。

3. 長期視点の経営と制度が必要に

日本フィルの事例で見たように「収支相償の原則・余裕のない内部留保・純資産規制」が現実にはフィットしていたかと問われれば、否としか答えられません。現実と乖離しているように思えてならないのです。グローバルな展開・DXの推進・活動基盤の強化が文化庁の予算の柱にあります。事業収益基盤の強化を含め、中長期的視点に立って実施しなければならないものが目白押しです。制度面でも大きな転換点が来ているのではないのでしょうか。

長期的視点に沿った制度の一つに「資本金劣後ローン」があります。不測の事態で巨額の赤字、債務超過に陥った企業の再生に活躍する優れものです。長期一括返済に加え、ローンを資本とみなす制度で、中小企業のみならず大企業の再生にも大いに役立っています。公益法人としては初めて日本フィルに適用されたのですが、企業と異なり正味財産(資本金)とは見なされず、まだ負債扱いです。一般会社と同等となるよう改正を望んでいます。

近未来に予想される直下型を含めた大地震、また新しいパンデミック等も視野に入れ、今は現行制度をしっかりと見直し、長期的視点に立って公益事業の安定的持続の可能性を追求する時にあるのではないのでしょうか。



公益財団法人公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267